

設計図書等の閲覧等に係る取扱要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、建設工事並びに測量、設計及び調査の業務（以下「建設工事等」という。）の入札参加者が熟知しなければならない工事及び業務に係る仕様書、図面、契約書案、金額を記載しない内訳書、入札心得及び入札参加にあたっての留意事項（以下「設計図書等」という。）の閲覧、貸出し及び複写の取扱いについて定めるものとする。
(通常の指名競争入札における取扱い)

第2条 入札執行者は、通常の指名競争入札により建設工事等を発注する場合は、入札執行日の前日までの間において、当該指名競争入札執行通知書を受けた者の申請に応じ、設計図書等の閲覧及び貸出しを行うものとする。ただし、電子入札システムにより行う入札（以下「電子入札」という。）においては、原則として、閲覧は電子入札システムの入札情報サービスにより行い、貸出しは行わないものとする。

2 閲覧及び貸出しを行う設計図書等の部数は2部以上とし、入札参加者の見積りに支障が生じないように、指名業者数、見積期間等を勘案し、所要の部数を確保するものとする。

3 入札執行者は、設計図書等の閲覧（貸出し）場所及び時間を定め、予め入札参加者に周知するものとする。

4 第1項ただし書の入札情報サービスによる場合を除き、入札執行者は、設計図書等の閲覧又は貸出しを受けようとする者から設計図書等の閲覧（貸出）申請書（様式第1号）を提出させ、設計図書等の管理などについて指示したうえで閲覧又は貸出しを行うものとする。また、貸出しに係る返却は、原則として貸出日のうちとする。

5 設計図書等に対する質問は、書面（任意様式）により入札執行日の5日前までに、入札執行者に提出するものとする。また、回答は、書面（様式第2号）で入札執行日の3日前までに、閲覧により行うものとする。ただし、電子入札においては、設計図書等に対する質問及び回答は、電子入札システムにより行うものとする。

6 前項の規定に係わらず、見積期間の短い工事等については、随時に質問を受付け回答することができるものとする。

7 電子入札において入札執行者は、第1項ただし書による設計図書等の閲覧のほか、設計図書等の複写の措置を講ずることができるものとする。

8 入札執行者は、必要があると認めた場合は、通常の指名競争入札においても、設計図書等の複写の措置を講ずることができるものとする。

(その他)

第3条 この要綱に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成7年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

附 則（令和5年要綱第50号）

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

(様式第1号)

設計図書等閲覧（貸出）申請書

入札執行者 様

次の工事（業務）の設計図書等の閲覧（貸出）を申請します。

閲覧年月日 年 月 日

閲覧者 氏名 _____

勤務先 _____

住 所 _____

電話番号 _____

工事名又は業務名

(番号) _____

(該当する番号を○で囲んでください)

- | | |
|----------|------------------|
| 閲覧（貸出）書類 | 1 仕様書 |
| | 2 図面 |
| | 3 契約書案 |
| | 4 金額を記載しない内訳書 |
| | 5 入札心得 |
| | 6 入札参加にあたっての留意事項 |
| | 7 質問回答書 |
| | 8 参考図書 |

入札参加者 各 位

入札執行者

設計図書等に対する質問書への回答について

次の工事（業務）に係る質問について、回答を閲覧します。

工事名又は業務名（番号）	
質 問 要 旨	
回 答	